

令和7年2月市議会定例会建設水道委員会資料

第8号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

目次	ページ
≪ 4款 衛生費 3項 上水道費 ≫	
1 水道事業会計繰出金について	2～5
2 水道事業会計繰出金内訳表	6
【参考】水道事業会計補正予算（第3号）総括表	

上下水道局

令和7年2月

1 水道事業会計繰出金について

予算説明書					事業名	補正予算額
ページ	款 4	項 3	目 1	番号		
28～29	衛生費	上水道費	上水道費	1-1	繰出金 水道事業会計繰出金	千円 6,813

(1) 概要

令和6年1月に発生した能登半島地震により、石川県能登地方において、水道施設に大規模な施設の破損や断水が生じたため、災害救助法に基づき、石川県能登町に本市上下水道局職員を派遣し、応急給水活動を実施した。

活動に要した経費については、石川県から長崎県を通じて長崎市（一般会計）に支払われることとなっているが、当該経費を水道事業会計で一時的に負担していることから、一般会計からの繰出しにより財源を補填するため、水道事業会計繰出金（補助金）の増額補正を行うもの。

(2) 活動内容等

ア 【活動内容】 拠点給水及び特別養護老人ホームへの補水作業

イ 【派遣期間】 令和6年1月5日～2月17日（44日間）

ウ 【派遣先】 石川県鳳珠郡能登町

エ 【派遣人員】 延べ24名
（1班4人体制（約10日間））



【能登町での拠点給水作業の様子】

(3) 応急給水活動に要した経費

(単位:千円)

経費		金額
	主な内容	
旅費	派遣職員の宿泊費(1班約9泊)ほか	3,312
人件費	時間外勤務手当(延べ1,480時間分)	2,857
燃料費	ガソリン・軽油代(約1,740ℓ分)	298
備消耗品費	給水袋(600枚分)	277
賃借料	応急給水の補助車両レンタカー(延べ4回分)	69
合計		6,813

(4) 補正額

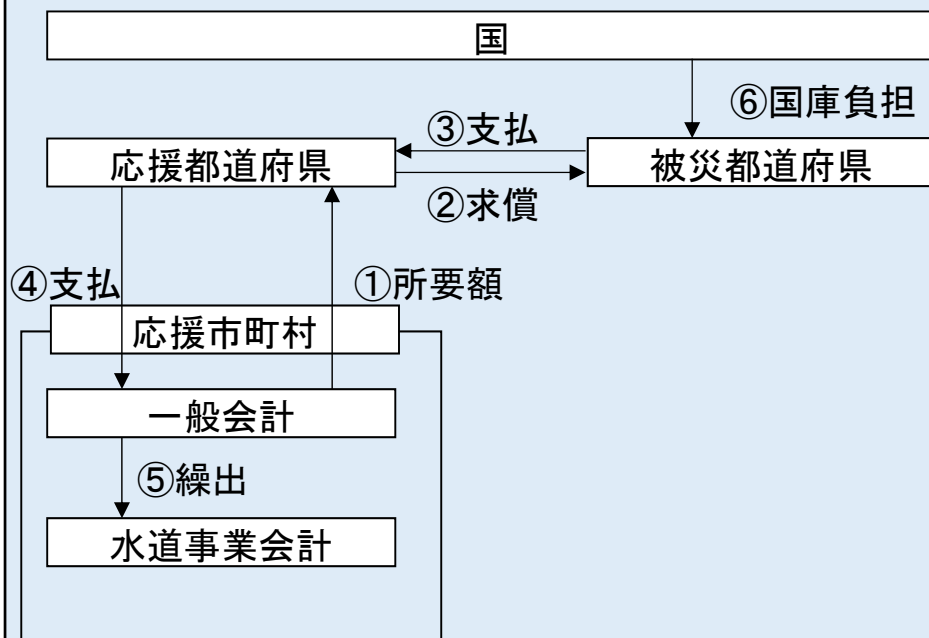
(令和6年能登半島地震応急給水活動に係る部分のみ)

(単位:千円)

区分	繰出金 (補助金)	財源内訳			
		国庫支出金	地方債	その他※	一般財源
当初予算額	—	—	—	—	—
補正額	6,813	—	—	6,813	—
計	6,813	—	—	6,813	—

※ その他:諸収入(6,813千円)

【参考1】災害救助法に基づく経費負担の流れ



【費用負担の流れ】

- ① 応援市町村が応援に要した所要額を報告する。
- ② 応援市町村管轄の都道府県が所要額を取りまとめて被災都道府県に求償する。
- ③ 被災都道府県は求償額を応援市町村管轄の都道府県に支払う。
- ④ 応援市町村管轄の都道府県は市町村に支払いを行う。
- ⑤ その後一般会計から水道事業会計へ繰出しを行う。
- ⑥ 被災都道府県には最終的に国庫負担がされる。

災害救助法に適用する救助の種類(災害救助法第4条第1項)

1.避難所及び応急仮設住宅の供与 2.炊き出しその他による食品及び飲料水の供給 3.被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4.医療及び助産 5.被災者の救出 6.被災した住宅の応急修理 7.生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 8.学用品の給与 9.埋葬 10.前号各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

【参考2】その他上下水道局の被災地での活動

ア 【活動内容】 水道管路の応急復旧工事

イ 【概要】

石川県輪島市からの応援要請に基づき、被災地の水道管路の応急復旧工事を行うため、上下水道局と長崎市管工業協同組合との合同チームを編成し、応急復旧活動を実施した。

活動に係る経費については、災害救助法の適用外であるため、石川県輪島市と、「令和6年能登半島地震に係る応急復旧費用に関する負担協定」を締結し、これに基づき、令和6年5月に水道事業会計に受け入れている。

ウ 【派遣期間】 令和6年3月15日～3月31日（17日間）

エ 【派遣先】 石川県輪島市

オ 【派遣人員】 9名（上下水道局職員4名、長崎市管工業協同組合職員5名）

カ 【活動に要した経費】

（単位：千円）

経費		金額
	主な内容	
委託料	水道管の応急復旧業務委託（15日間）	11,880
人件費	時間外勤務手当（延べ405時間分）	753
賃借料	派遣職員の宿泊費（延べ64泊分）	555
旅費	派遣職員の日当（延べ68日分）ほか	291
燃料費	ガソリン代（約540ℓ分）	97
修繕費	作業車両の修繕（タイヤ、クラッチ交換）	71
合計		13,647

2 水道事業会計繰出金内訳表

(単位：千円)

項目	内 訳	内 容	算 定 方 法	補正前の額	補正額	計
補	企業債利息	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合整備事業に係る利子償還金の1/2	9,204	—	9,204
		簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業に係る利子償還金の1/2ほか	4,643	—	4,643
助	児童手当	児童手当法に基づく児童手当の給付に要する経費の一部 (支給対象職員数：52人)	○3歳未満は、支給額15,000円のうち8,000円 (7,000円は事業主負担) ○3歳以上は、支給額全額 ・3歳～高校生年代まで 10,000円 ○第3子以降について※ ・0歳～高校生年代まで 30,000円 ※多子加算のカウント方法は、22歳までの子について、カウント対象とする。	9,166	—	9,166
金	令和6年能登半島地震に係る経費	令和6年能登半島地震に係る災害応対策等に要する経費	災害救助法に基づく飲料水の供給に係る応援にあたり、応急給水活動を要した経費	—	6,813	6,813
	補助金計 ①			23,013	6,813	29,826
出	公営企業の脱炭素化事業	公営企業の脱炭素化事業	対象事業費の1/2	4,700	—	4,700
資	企業債償還金	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合整備事業に係る元金償還金の1/2	54,380	—	54,380
		簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業に係る元金償還金の1/2ほか	57,808	—	57,808
金	出資金計 ②			116,888	—	116,888
合 計 (①+②)				139,901	6,813	146,714

【参考】水道事業会計補正予算(第3号)総括表

収益的収入及び支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益	11,003,030	6,813	11,009,843
1 営業収益	9,571,414	—	9,571,414
1 給水収益	9,172,864	—	9,172,864
2 受託工事収益	4,652	—	4,652
3 負担金	391,650	—	391,650
4 補助金	2,203	—	2,203
5 その他の営業収益	45	—	45
2 営業外収益	1,431,612	6,813	1,438,425
1 受取利息	9,307	—	9,307
2 補助金	23,013	6,813	29,826
1 他会計補助金	23,013	6,813	29,826
3 加入金	169,607	—	169,607
4 長期前受金戻入	1,097,748	—	1,097,748
5 雑収益	131,937	—	131,937
3 特別利益	4	—	4
1 固定資産売却益	1	—	1
2 過年度損益修正益	2	—	2
3 その他特別利益	1	—	1
1 水道事業費用	10,216,037	—	10,216,037
収支差引	786,993	6,813	793,806